

酒田市、酒田商工会議所、アクサ生命保険株式会社との
健康経営及び酒田市民の健康増進に向けた連携に関する協定

酒田市（以下「甲」という。）、酒田商工会議所（以下「乙」という。）及びアクサ生命保険株式会社山形支社（以下「丙」という。）は、相互の有する資源を有効に活用し連携と協力のもと、酒田市民の誰もが健やかに暮らすまちを共に創る行動主体として認め合い、市民の健康課題把握と解決、健康寿命延伸を目指し、次のとおり事業連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携を図り、相互の利益に資するとともにそれぞれが保有する資源・情報等を有効に活用することにより、市内企業等の健康づくりに係る実態の把握と解決及び市民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力する。

- （1）市内企業等における健康経営の普及推進に関すること
- （2）働く世代の健康づくりに係る事業の推進と実態の把握に関すること
- （3）さかた健康づくりビジョンの普及啓発に関すること
- （4）その他三者合意の上目的達成に必要な事項に関すること

2 前項各号に定める事項を推進するための具体的な取組内容及び実施にあたっては、別途協議の上定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者に開示・漏えいまたは本協定に定める目的以外のために使用してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

3 甲及び乙は、本協定の取組において丙が使用する独自に作成した資料、帳票を、その所有者に事前の承諾なく開示、提供しないこととする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様に更新するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙が協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。

（協定の変更）

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度甲、乙及び丙が協議の上、変更を行うものとする。

（協定の疑義）

第7条 本協定に定めのない事項又は運用等に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙が協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月9日

甲

山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒田市長

矢口 明子

乙

山形県酒田市中町二丁目5番10号
酒田商工会議所 会頭

加藤 聡

丙

山形県山形市七日町三丁目1番9号 山形商工会議所会館3階
アクサ生命保険株式会社 山形支社支社長

矢 及 田 強